

○国立大学法人北見工業大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項

(平成19年11月13日北工大達第124号)

改正 平成20年北工大達第20号

(目的)

第1条 この要項は、国立大学法人北見工業大学契約事務取扱規程(平成16年北工大達第143号、以下「契約事務取扱規程」という。)第46条に基づき、国立大学法人北見工業大学(以下「本学」という。)における物品の購入及び製造、役務その他の契約(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事(以下「建設工事」という。)及び建設工事に関する設計並びに監理業務、測量、地質調査その他のコンサルティング業務に関する契約を除く。以下「物品購入等契約」という。)に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止、随意契約における業者選定の停止をいう。

2 この要項において、「業者」とは、物品購入等契約の相手方となる可能性を有する者をいう。

(取引停止の措置)

第3条 契約担当役は、業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当し取引停止を行うことが適当であると認める場合は、情状に応じて別表各号及びこの要項の定めるところにより取引停止期間を定め、物品購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

2 契約担当役は、前項の取引停止を行おうとするときは、契約事務取扱規程第4条に規定する契約審査委員会に意見を求めなければならない。

(取引停止に係る特例)

第4条 業者が同一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに定める短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

2 業者が次の各号の一に該当することとなった場合における取引停止期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の取引停止の期間が1ヶ月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。

(1) 別表各号の措置要件に係る取引停止期間の満了後1ヶ年を経過するまでの間(取引停止期間中を含む。)に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第1号から第4号までの措置要件に係る取引停止期間の満了後3ヶ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第4号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

3 契約担当役は、業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の定めによる取引停止期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、取引停止期間を当該短期の2分の1まで短縮することができるものとする。

4 契約担当役は、業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の定めによる長期を超える取引停止期間を定める必要があるときは、取引停止期間を当該長期の2倍まで延長することができるものとする。

5 契約担当役は、取引停止期間中の業者であっても当該業者からでなければ給付を受けることができない等特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(指名等の取消し)

第5条 契約担当役は、取引停止された業者について、現に、競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

2 契約担当役は、取引停止された業者から既に入札書又は見積書(以下「入札書等」という。)が提出され開札等に至っていない場合は、入札書等の受理を取消すものとする。

(下請の禁止)

第6条 契約担当役は、取引停止期間中の業者が本学の契約に係る製造等の全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止期間の開始前に下請している場合は、この限りでない。

(取引停止の解除)

第7条 契約担当役は、取引停止期間中の業者が、当該取引停止の事由について責を負わないことが明らかとなったときは、当該業者について取引停止を解除するものとする。

(取引停止の通知、報告及び公表)

第8条 契約担当役は、第3条の規定により取引停止を行い、又は前条の規定により取引停止を解除したときは、当該業者に対し遅滞なく通知するものとする。

2 契約担当役は、前項の通知後直ちに事実関係の概要、措置の内容及びその理由その他必要事項を学長に報告するものとする。

3 契約担当役は、前項の報告後本学ホームページ及び公用掲示板において措置の概要を公表するとともに、文部科学省に措置を講じたことを通知するものとする。

(警告又は注意喚起)

第9条 契約担当役は、取引停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意喚起を行うことができるものとする。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、契約担当役が別に定める。

附 則

この要項は、平成19年11月13日から施行する。

附 則(平成20年北工大達第20号)

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

別表(第3条及び第4条関係)

取引停止の措置基準

措置要件	取引停止期間
(贈賄) 1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本学の役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべ	取引停止を決定した日から 4ヶ月以上12ヶ月以内

<p>き肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)</p>	
<p>ロ 業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時、契約を締結する事業所をいう。)を代表する者でイに掲げる者以外の者(以下「一般役員等」という。)</p>	3ヶ月以上9ヶ月以内
<p>ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外の者(以下「使用人」という。)</p> <p>(独占禁止法違反行為)</p>	2ヶ月以上6ヶ月以内
<p>2 物品購入等契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき</p> <p>(競争入札妨害又は談合)</p>	取引停止を決定した日から3ヶ月以上12ヶ月以内
<p>3 物品購入等契約に関し、代表役員等が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき</p>	取引停止を決定した日から4ヶ月以上12ヶ月以内
<p>4 物品購入等契約に関し、一般役員等又は使用人が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p>	取引停止を決定した日から3ヶ月以上12ヶ月以内
<p>5 前各号までに掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をしたと認められるとき</p> <p>(その他)</p>	取引停止を決定した日から1ヶ月以上9ヶ月以内
<p>6 本学以外の国立大学法人等公的機関において取引停止の措置が行われたとき</p>	社会的影響度等を考慮し契約担当役が決定
<p>7 前各号に掲げる場合のほか、特別の事由により本学発注の物品等購入契約の相手方として不相当であると認められるとき</p>	取引停止を決定した日から1ヶ月以上9ヶ月以内